

令和5年度 介護予防講演会

# 「オーラルフレイルの予防」

参加費  
無料



「食べる」「話をする」「表情をつくる」など、私たちはふだん当たり前のように「お口」を働かせて生活しています。しかし、大切な役割を果たすお口の機能も、加齢とともに少しずつ低下していきます。これを「オーラルフレイル」と言います。早めにお口の健康対策を行って、オーラルフレイルを予防・改善することが健康寿命を延ばすことにつながります。

●とき **令和6年1月17日(水)**  
午後2時～3時30分 (受付 午後1時30分～)

ところ 山川地域総合センター 201 会議室  
講師 和田歯科クリニック 和田 圭司 さん



●とき **令和6年1月18日(木)**  
午後2時～3時30分 (受付 午後1時30分～)

ところ 吉野川市役所3階 大会議室  
講師 瀬尾歯科医院 瀬尾 竜平 さん



- 対象者 吉野川市民で65歳以上の方
- 準備物 筆記用具、飲み物（水分補給のできるもの）
- 申し込み 下記まで電話してください。※事前に申し込みが必要です。

**申し込み期限 12月28日(木)**

●問い合わせ・申し込み **長寿いきがい課 ☎22-2264 FAX22-2260**

**第88回 マウスピース矯正の  
正治療について**

**質問** 先日テレビで、マウスピース矯正治療についての報道がありました。マウスピース矯正とはどのような矯正方法なのでしょう？

**回答** 通常、矯正治療というと、ワイヤーやゴムなどで歯を移動させる装置を思い浮かべますが、マウスピース矯正は、取り外しができるマウスピースを複数個使用することで歯を移動させる矯正方法になります。

**マウスピース矯正の利点**

- ① 矯正治療の期間、矯正後のイメージがしやすい。
- ② 取り外しが可能なため、口の中の清掃が容易で、目立ちにくい。
- ③ 異物感、痛みが少なく、口の中を傷つけることがない。
- ④ 金属アレルギーでも使用可能。
- ⑤ ワイヤ矯正に比べて費用が安く済む場合が多い。

**マウスピース矯正の欠点**

- ① 適応できる症例に限られる。

おしえて!! 歯医者さん

② 装着時間が長い。(概ね一日あたり20時間以上)

③ 効果が出るか否かが患者側に委ねられる(装着時間を守る事ができるか)

④ マウスピースの清掃管理が必要。

つまり、矯正治療を受けるハードルは下がりますが、どんなケースでも対応できるわけではなく、治療効果も自身の努力次第ということになります。歯を大きく動かさず、ピンポイントで矯正をしたい方や、矯正治療をしているのを知られたくない方、自己管理がしっかりしている方にはマウスピース矯正はおすすめかもしれません。

重要なのは、金額に惑わされることなく、マウスピース矯正の適応であるか否かの診断ができ、治療計画がしっかりと立てられる医院を選ぶことです。歯科医師に納得いくまで相談し、自分に合った医院を選びましょう。

**【吉野川市歯科医師会】**

お口の質問を募集しています。下記までメールまたはFAXでお寄せください。

●お口の質問について(窓口)●

市長公室 FAX 22-2244 メールアドレス m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

市長公室 FAX 22-2244 メールアドレス m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

住宅防火 いのちを守る7つのポイント  
ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

ご存じですか?

## 地域支援事業について



### ◆緊急通報装置貸与

ひとり暮らし高齢者および重度身体障がい者などの方に緊急通報装置を貸与します。急病などの緊急時に適切な対応を図り、安心して在宅生活が送れるよう支援します。

#### 通報の流れ

「利用者の通報→ベルセンター→協力員」となります。利用者の状態にあわせてベルセンターが救急車を呼びます。呼びかけに応じないなど利用者の状態がわからない場合は、協力員や民生委員に連絡し状態を確認します。

#### 対象者

- ア 慢性的な疾患などにより常時注意を要する65歳以上のひとり暮らし高齢者
  - イ 満75歳以上のひとり暮らし高齢者
  - ウ ひとり暮らし重度身体障がい者
- 固定電話機を接続することができること。

対象者の近隣に居住する協力員を2名以上置くことができること。



#### 申請方法

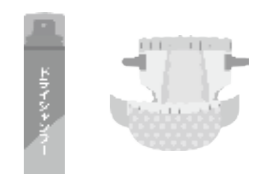
長寿いきがい課（本館2階）へ申し込みください。

### ◆家族介護用品支給事業

在宅で高齢者を介護している家族に介護用品給付券を交付します。紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋などの介護用品を支給します。

#### 支給要件

- ① 要介護者が65歳以上で、要介護4または要介護5に認定されていること。
- ② 在宅であること。(施設入所、入院の期間は非該当)
- ③ 生計を同じくする方全員が住民税非課税であること。



支給限度額 1カ月あたり6,250円まで

※利用決定する前に購入しているものには利用できません。

#### 申請方法

長寿いきがい課（本館2階）、または各支所（川島・山川・美郷）へ申し込みください。  
※在宅介護をしている旨の民生委員の証明などが必要です。※詳しくは問い合わせください。

### ◆家族介護慰労事業

在宅で高齢者を介護している家族に対し介護慰労金を支給する事業です。

#### 支給要件

上記の家族介護用品支給事業の支給要件①から③に加え、④過去1年間に介護保険サービスを利用していないこと（年間1週間程度の短期入所生活介護の利用は除く）の要件を満たし、継続して介護にあたっている家族。

支給金額 年額10万円

#### 申請方法

長寿いきがい課（本館2階）、または各支所（川島・山川・美郷）へ申し込みください。  
※在宅介護をしている旨の民生委員の証明などが必要です。※詳しくは問い合わせください。

●問い合わせ **長寿いきがい課 ☎22-2264 FAX22-2260**

住宅防火 いのちを守る7つのポイント  
ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

